輸第9545号	化成肥料	粒状有機入り化成555号	ファームランドトレーディング株式会社	東京都港区新橋六丁目16番８号
輸第9546号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
外第166号	化成肥料	化成肥料８号	山東豊泰肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市維坊海化開発区大家窪工業園内
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第167号	化成肥料	高度化成086号	山東豊泰肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市維坊海化開発区大家窪工業園内
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第168号	化成肥料	高度化成372号	山東豊泰肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市維坊海化開発区大家窪工業園内
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第169号	化成肥料	高度化成444号	山東豊泰肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市維坊海化開発区大家窪工業園内
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第170号	化成肥料	高度化成555号	山東豊泰肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市維坊海化開発区大家窪工業園内
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

有効期限が平成28年８月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第36775号	過りん酸石灰	20.5粒状過燐酸石灰	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第49861号	鉱さいマンガン肥料	光・粒状10.0熔成マンガン肥料特１号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番１号
輸第2421号	硫酸加里苦土	硫酸加里苦土15号	三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目２番１号

有効期限が平成28年８月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81811号	化成肥料	くみあい苦土尿素ジシアン入り硫加燐安500号	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第81813号	化成肥料	くみあい有機入り化成高度844	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第88206号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素有機入り複合燐加安480	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
輸第11018号	化成肥料	化成肥料10―18―16―３	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目３番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月九日　　農林水産大臣　山田　正彦

１　肥料の名称の変更

登録番号　輸第9541号
　変更前　魚骨粉
　変更後　魚骨粉３号

２　生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第87263号
　変更前　株式会社木村畜産
　変更後　株式会社木村牧場
登録番号　生第10386号
　変更前　茨城県東茨城郡茨城町常井850番地１
　変更後　茨城県水戸市見川町2131番地の1188
登録番号　輸第3774号
　変更前　熊本県玉名郡玉東町大字木葉81番地
　変更後　熊本県玉名市下273番地１
登録番号　生第81090号
　変更前　東京都北区赤羽南１丁目20番地１号
　変更後　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

○農林水産省告示第千五百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月九日　　農林水産大臣　山田　正彦

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第88538号	汚泥発酵肥料	こえくん	鳥羽志勢広域連合	三重県志摩市磯部町迫間22番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）